

## 大三川邸宿泊約款

### 第1条（本約款の適用）

1. 当施設の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた時はその特約が優先するものとします。

### 第2条（宿泊契約締結の拒絶）

1. 当施設は次の場合には、宿泊の契約締結をお断りすることがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (10) 危険物(ストーブ等の火器、石油類、銃刀類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
  - (11) 千葉県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
  - (12) 過去に第11条の適用を受けた者であるとき。

### 第3条（氏名等の明告）

1. 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

- (ア) 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍および職業
  - (イ) 宿泊日の、到着予定時刻、会社名、申込者の電話番号および氏名
  - (ウ) その他、当宿泊施設が必要と認めた事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に予約がなかった場合のみ、その申し出がなされ当施設が申し込みを承諾した時に新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理いたします。

#### 第4条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が宿泊者御本人による宿泊契約の申し込みを承諾したときに成立します。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、宿泊客によって契約が解除された場合及び宿泊客の故意又は過失によって当館に損害が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、宿泊料金の支払いの際に返還します。
4. 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

#### 第5条（予約宿泊契約の解除権）

1. 当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約・宿泊契約を解除する場合がございます。
  - 第2条第3号から第12号までに該当することとなったとき
  - 第3条第1項を申しいただけないとき、又は偽ったとき
  - 第4条の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
  - 第4条の宿泊契約の成立等において、予約者が宿泊者御本人でないと判明したとき
2. なお、当施設は、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約について、既に収受した予約金があれば返還します。

#### 第6条（宿泊の登録）

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を当施設に登録して下さい。
  - (1) 第3条第1号の事項
  - (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
  - (3) 出発日および時刻

(4) その他、当施設が必要と認めた事項

2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、パスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。

#### 第6条（チェックイン・チェックアウトタイム）

1. 宿泊者が当施設に入館いただける時刻(チェックインタイム)は15時からとし、又当施設より退館いただく時刻（チェックアウトタイム）は11時迄とします。
2. 連泊（2日以上）連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き終日使用することが出来ます。

#### 第7条（料金の支払い）

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、予約サイトなどに掲示されているものとします。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた電子決済等これに代わり得る方法により、行っていただきます。
3. 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第8条（利用規則）

1. 宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

#### 第9条（宿泊継続の拒絶）

1. 当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
  - (1) 第2条第3号から第12号までのいずれかに該当することになったとき
  - (2) 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき
  - (3) 第10条に定めた利用規則に従わなかったとき
  - (4) 寝室等での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき
  - (5) 第7条の宿泊の登録事項、申し出事項に虚偽が発覚したとき

#### 第10条（契約した内容の提供ができない場合の取り扱い）

1. 当施設は、契約した内容を提供できない時は、宿泊者の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設をあっ旋できない時は、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に相当充当します。ただし、客室

が提供できないことについて、当施設の責めに帰すことの事由でない場合は、補償料を支払いません。

#### 第11条（寄託物等の取扱い）

1. 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。
2. 宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

#### 第12条（手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊者手荷物等を除き貴重品の、宿泊に先立っての受け取り、保管はできません。宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品（金庫内含）が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

#### 第13条（駐車場）

1. 当施設には宿泊者用の無料駐車場がございます。ご予約時にお問合せ・お申込みください。施設は、車両の管理責任を負いかねます。

#### 第14条（宿泊客の責任）

1. 宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただく場合がございます。

#### 第15条（分離条項）

1. 本約款の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

#### 第16条（約款の改定）

1. 当社は、次の各号に定める場合、当社の裁量により、本約款を変更することができるものとします。
  - (1) 本約款の変更が、宿泊者の一般の利益に適合する場合。
  - (2) 本約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更実施日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本規約の内容を宿泊者に通知するものとします。

第15条（管轄及び準拠法）

1. 本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。